

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第751号

## 本山町営住宅入居者公募のお知らせ

### 1 本山町公営住宅「五区東団地」

- 一、住宅の所在地 本山町本山1045番地
- 二、公募戸数 2戸(木造2階建)
- 三、1戸あたり床面積 約74平方メートル
- 四、間取り

- 和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約8畳)、浴室、トイレ(洋式水洗)他
- 五、家賃、敷金等

家賃 9,000円

(所得月額より算定)

敷金 家賃3カ月分

その他 浄化槽管理費用あり

### 2 本山町公営住宅「野々田団地」

- 一、住宅の所在地 本山町本山336番地
- 二、公募戸数 1階1戸
- 三、1戸あたり床面積 約55平方メートル
- 四、間取り

- (鉄筋コンクリート造2階建)
- 和室(6畳2室)、洋室(4畳半1室)、DK(6畳)、浴室、トイレ(和式水洗)

### 五、家賃、敷金等

家賃 13,400円

(所得月額より算定)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

### 3 本山町公営住宅「上街団地」

- 一、住宅の所在地 本山町本山380番地
- 二、公募戸数 1階1戸
- 三、1戸あたり床面積 約65平方メートル
- 四、間取り

- (鉄筋コンクリート造2階建)
- 和室(6畳2室)、洋室(4畳半1室)、DK(約6畳)浴室、トイレ(和式水洗)
- 五、家賃、敷金等

家賃 12,900円

(所得月額より算定します)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

### 4 本山町公営住宅「帰全山団地」

- 一、住宅の所在地 本山町本山2133番地23
- 二、公募戸数 2階1戸
- 三、1戸あたり床面積 約64平方メートル
- 四、間取り

- (鉄筋コンクリート造2階建)
- 和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約8畳)浴室、トイレ(和式水洗)
- 五、家賃、敷金等

家賃 14,800円

(所得月額により算定します)

敷金 家賃3カ月分

共益費 浄化槽及び街灯管理費用等あり

### 公営住宅入居者の資格

- ・居住する住宅に困窮していることが明らかなる者で、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者。
- ・所得月額が20万円以下であること。(但し、高齢者、障害者又は災害による場合は26万8千円以下) 所得月額の計算方法については、所得の種類、家族構成等により異なりますので、詳細はお問い合わせ下さい。
- ・暴力団員でないこと。

- ・申し込み期限 9月24日(水)まで

### 【問い合わせ先】

総務課 電話 76 2223

### 無料法律相談会開催のお知らせ

- 行事名 無料法律相談会
- 日時 10月6日(月) 午後1時～午後4時まで受付
- 場所 高知市本町五丁目3-20 高知共済会館3階金鶏(大ホール)
- 共催機関 高知弁護士会、高知地方法務局、高知地方・家庭裁判所

### 【問い合わせ先】

高知地方・家庭裁判所事務局 総務課庶務係  
電話 088 822 0340  
(内線 607又は608)

**各種教室の開催について**

1 ムガ教室の開催について

開催日 9月13日(土)、27日(土)  
 時間 午後7時30分～9時  
 場所 プラチナセンターふれあいホール  
 参加費 1,000円(当日持参下さい)

2 ピンポン教室の開催について

開催日 9月9日(火)、24日(水)  
 時間 午後7時～9時  
 場所 本山小学校体育館  
 参加費 200円(当日持参下さい)

3 グラウンドゴルフ教室の開催について

開催日 9月9日(火)、24日(水)  
 受付 午後6時30分  
 場所 本山小学校グラウンド  
 参加費 無料

【問い合わせ】

中央公民館 電話 76 2084

**高齢者教室第3講**

**「音楽リズム体操」開催について**

本山町老人クラブ連合会と高齢者教室事業の合同事業を開催いたします。

第3講となる今回は、気軽に健康づくりをするために、リズムに乗せて体を動かす「音楽リズム体操」を行います。たくさんの方の参加をお願いします。

日時 9月18日(木)

場所 プラチナセンター ふれあいホール

時間 午後1時30分～午後3時

内容 音楽リズム体操

運動が出来る服装でおいで下さい

参加費 無料

申込期限 9月16日(火)まで

申込先 社会福祉協議会

【申込・問い合わせ先】

社会福祉協議会 電話 76 2312

**毎月第3金曜日は、高知地方裁判所**

**民事・家事相談の実施日です**

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたらこの機会に民事・家事相談を受けて下さい。なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)となっておりますので、当日の飛び込みによる相談は受けられません。必ず、電話等で予約を入れて下さい。

相談日 9月19日(金)

相談時間は午後1時より午後3時30分まで

1組あたりの相談時間は、30分です。

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76 2223

**チェーンソー作業者特別教育・**

**再教育講習会の開催について**

林業の労働災害は多く起こっており、高知県内でも伐採作業中の死亡事故が発生した他、伐倒作業中の労災は高い発生率となっています。

労働安全衛生法規により、事業者が雇用者にチェーンソー作業及び大径木作業をさせる場合、特別教育(2日間講習)を修了させ、または修了証(チェーンソー使用手帳等)資格を所持する者に行わせなければならぬと規定されています。

また資格を取得して5年以上経過した者で作業に従事している者は、再教育の必要性が示されています。

つきましては、標記講習会を左記日程で行いますので、該当される方はお問い合わせの上、お申し込み下さい。

1回目 10月17日(金)

土佐町基幹集落センター 先着60名

2回目 10月24日(金)または29日(水)

高知地域職訓センター

【問い合わせ先】

林災防協会 高知県支部  
 電話 0881-823 5034



9月の年金相談の時間延長と

休日年金相談について

「ねんきん特別便」の送付に伴い県下各社会保険事務所の、9月の年金相談日については、左記のとおりです。

| 平成20年9月 |    |    |    |    |    |    |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| 日       | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|         | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7       | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14      | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21      | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28      | 29 | 30 |    |    |    |    |

- 県下全社会保険事務所で受付時間を午後7時まで延長  
実施事務所：高知東社会保険事務所・高知西社会保険事務所  
南国社会保険事務所・幡多社会保険事務所
- 休日の年金相談(受付時間は、午前9時30分から午後4時まで)  
実施事務所：高知東社会保険事務所・高知西社会保険事務所  
南国社会保険事務所・幡多社会保険事務所

【問い合わせ先】

南国社会保険事務所

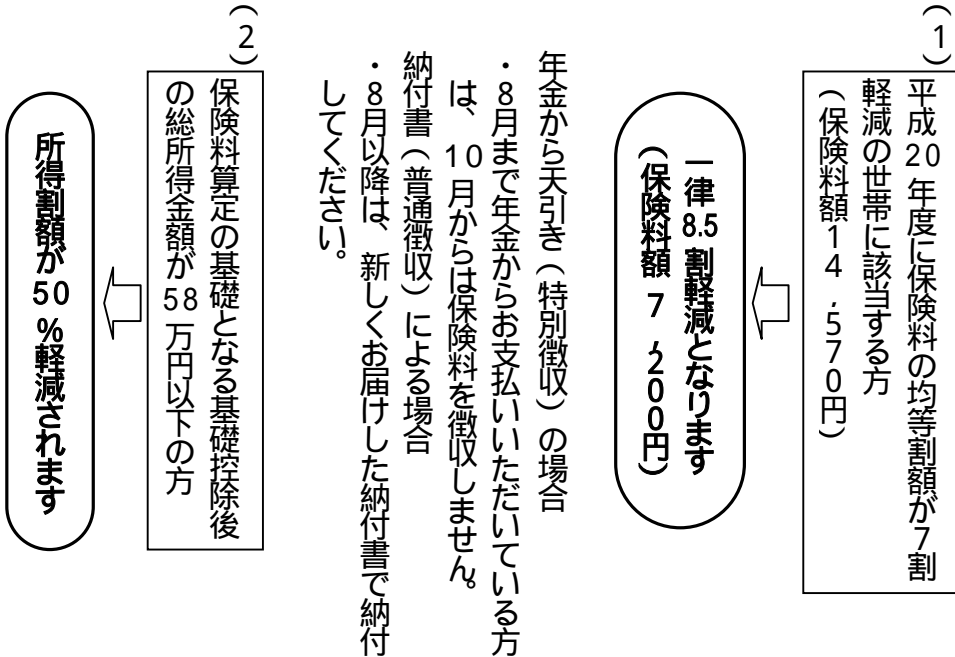
電話 088 864 1111  
住民生活課 電話 76 2113

9月18日(木)の18時以降、27日(土)、28日(日)については次の様になります。  
受給者 全ての相談に対し後日回答  
被保険者 事業所名称を鍵とした検索が必要となる場合は後日回答

長寿医療(後期高齢者医療)

被保険者の皆さまへお知らせ

新たな保険料の軽減内容について  
該当の方には、8月中旬に「保険料額変更決定通知書」でお知らせしています。  
納付方法が「年金の天引き」から「納付書」に変更になる方がいますので、「注意下さい」すでに納付された保険料額が、今回決定した保険料額より多い場合は、差額を還付します。



年金から天引き(特別徴収)の場合

・8月まで年金からお支払いいただいた保険料額と、所得割額を50%軽減した保険料額との差額をお支払いいただきます。  
納付書(普通徴収)による場合  
・8月以降は、新しくお届けした納付書で納付してください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76 2113

【窓口便り 八月末】

人口総数 4,073人  
男 1,947人 女 2,126人  
(前月比 7人減)  
世帯数 1,943世帯(前月比 1世帯減)  
前年度8月末現在人口 4,132人  
出生 3人(男2人 女1人)  
死亡 5人(男3人 女2人)

| お名前   | 世帯主   | 年齢  | 地区  |
|-------|-------|-----|-----|
| 島本 壽恵 | 島本 建生 | 98歳 | 三区  |
| 前田 正幸 | 前田 武男 | 95歳 | 木能津 |
| 森澤 美鶴 | 本 人   | 92歳 | 木能津 |
| 和田 光義 | 本 人   | 77歳 | 下関  |
| 川村 菊子 | 川村 茂樹 | 81歳 | 寺家  |



# 障害のある方を対象としたNHK受信料の免除基準が変わります。(お知らせ)

平成 2 0 年 1 0 月 1 日 から受信料の免除基準が下記のとおり変わります。

## 〔全額免除〕

身体障害者・知的障害者・精神障害者のいずれかの方が世帯構成員であり世帯全員が市町村民税非課税の場合  
従来の身体障害者、重度の知的障害者から対象を拡大しています。また、生活の条件が住民税非課税に統一されています。

## 〔半額免除〕

視覚・聴覚障害者の方または重度の障害者（身体1・2級、知的A判定、精神1級）の方が世帯主でかつ契約者の場合  
視覚・聴覚の方は変更はありません。従来の重度の肢体不自由者から対象が拡大されています。

## 【従来の免除基準と新しい免除基準（10月1日から）】

|       | 全額免除   |                               | 半額免除                  |  |
|-------|--|-------------------------------|-----------------------|--|
|       | 〔障害者の方を世帯構成員に有する場合〕                                  |                               | 〔障害者の方が世帯主の場合〕        |  |
|       | 9月30日まで  | 10月1日から                       | 9月30日まで               | 10月1日から  |
| 身体障害者 | 生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯 | 世帯構成員全員が市町村民税非課税              | 視覚・聴覚障害者<br>重度の肢体不自由者 | 視覚・聴覚障害者<br>(変更なし)<br>重度の身体障害者<br>(内部機能障害等を追加) |
| 知的障害者 | 重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税                 | 世帯構成員全員が市町村民税非課税<br>(重度以外も対象) | 適用外                   | 重度の知的障害者                                       |
| 精神障害者 | 適用外  | 世帯構成員全員が市町村民税非課税              | 適用外                   | 重度の精神障害者                                       |

## NHK放送受信料の免除基準内容

## 世帯対象

平成 20 年 10 月 1 日 施工

|      | 対 象         | 適用条件   |      |
|------|-------------|--|------|
|      |             | 全額免除   | 半額免除 |
| 全額免除 | 公的扶助受給者     | 生活保護法に定める扶助を受けている場合<br>らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている場合<br>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の関する法律に規定する支援給付を受けている場合         |      |
|      | 身体障害者       | 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合  |      |
|      | 知的障害者       | 所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害更正相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合 |      |
|      | 精神障害者       | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合  |      |
|      | 社会福祉事業施設入所者 | 社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合   |      |
| 半額免除 | 視覚・聴覚障害者    | 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主である場合   |      |
|      | 重度の身体障害者    | 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主である場合  |      |
|      | 重度の知的障害者    | 所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害更正相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主である場合                        |      |
|      | 重度の精神障害者    | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主である場合   |      |
|      | 重度の戦傷病者     | 戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主である場合  |      |

申請に必要なもの

申請書 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 印鑑

市町村民税課税証明書（全額免除の場合） 住民票（半額免除の場合）

保健福祉センターへ申請してください。申請後、放送受信料免除事由の証明書をお渡ししますので、NHKに提出（郵送）してください。

申請書・詳しいご案内チラシは保健センター・役場にあります。

【問い合わせ・申請先】 保健福祉センター 電話 70 1060